

所得税法施行令第217条第1項第1号の2、第3号又は第4号及び法人税法施行令第77条第1項第1号の2、第3号又は第4号に掲げる特定公益増進法人であることの証明書

法人の主たる事務所の所在地	熊本県熊本市中央区段山本町4番1号
法人の名称	学校法人熊本YMCA学園
代表者の氏名	理事長 光永尚生
法人の目的又はその設置する学校	専修学校熊本YMCA学院

上記の法人は、所得税法施行令第217条第1項第4号及び法人税法施行令第77条第1項第4号に掲げる法人であることを証明する。

令和4年(2022年)10月19日

熊本県知事 蒲島郁夫



私振第639号
令和4年（2022年）11月8日

学校法人 熊本 YMCA 学園
理事長 光永 尚生 様

熊本県知事 蒲 島 郁 夫



税額控除に係る証明書

貴法人が、租税特別措置法施行令第26条の28の2第1項第2号に規定する要件を満たしていることを証明します。

本証明書に係る有効期間は、下記のとおりです。

記

2022年11月8日 から 2027年11月7日 まで